

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○形質変更時要届出区域の指定の解除

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退

○県営土地改良事業計画の縦覧

○道路の区域変更

○道路の供用開始

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定自立支援医療機関の指定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定自立支援医療機関の指定の辞退

人事委員会

○人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

告 示

○宮城県告示第三百九十六号

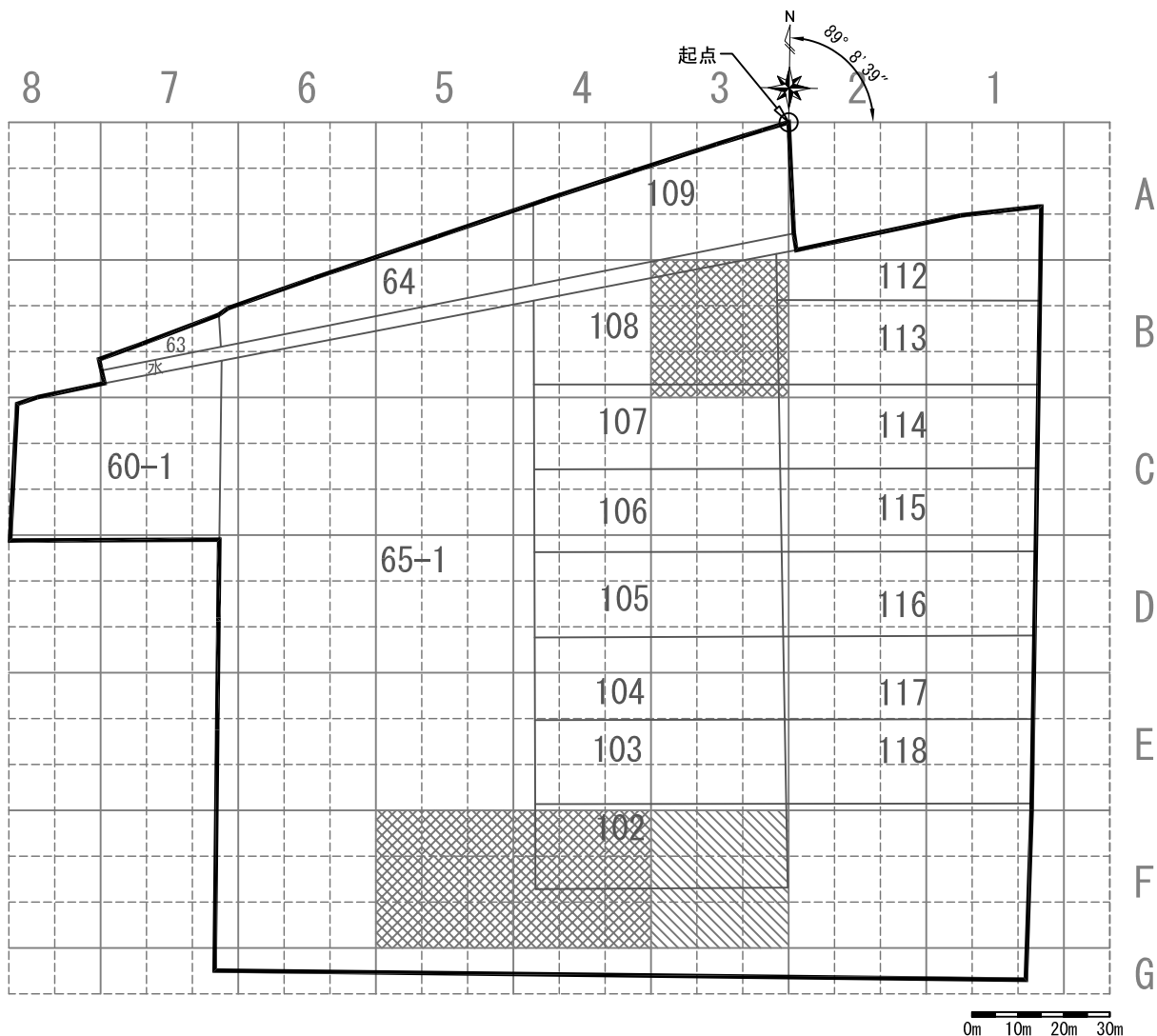
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により指定した形質変更時要届出区域の一部について、同条第二項の規定により次のとおり指定を解除する。

令和五年五月二十三日


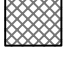




一 指定を解除する形質変更時要届出区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

柴田郡柴田町大字船岡字上大原六十五番一の一部及び百二番の一部とし、次の図のとおりとする。



【凡例】

-  指定を解除する
形質変更時要届出区域
-  形質変更時要届出区域
-  単位区画 (10m格子)
-  30m格子
-  筆の境界線
-  調査対象地

<起点>
 起点は、柴田郡柴田町大字船岡字上大原109番地の最北端とする。
 <格子の回転角度> 89° 8' 39"
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

○宮城県告示第三百九十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和五年三月十六日次の者を指定した。

令和五年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
佐藤 英之 （ひでゆき）	内 科	公益財団法人宮城厚生協会 古川民主病院	大崎市古川駅東二丁目十一番十 四号
伊藤 貞利 （まことし）	腎 臓 内 科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六 番地
高田 剛史 （たかだ つよし）	循環器内科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一 番地一

○宮城県告示第三百九十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和五年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
芹澤 玄 （せりざわ げん）	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地

○宮城県告示第三百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県管上区地区土地改良事業（農業用排水施設整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の

日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。
令和五年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年五月二十三日から令和五年六月二十日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎、石巻市役所及び石巻市河南総合支所

○宮城県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年五月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和五年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 石巻鮎川線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後 (メートル)		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備 考
後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	前 A	
九・八 六九・七	—	九・八 五二・五	八・二 四五・四	九・八 九九二・〇	六四六・〇	九九二・〇	六四六・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年五月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市十八成浜十八成四番三地先から同市十八成浜金剛田五番一地先まで	令和五年五月二十三日

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六	令和五年四月一日
しぶや薬局宮野中央店	栗原市築館宮野中央三丁目四一五	令和五年四月一日
カメイ調剤薬局石巻蛇田店	石巻市蛇田字金津町十三一十五	令和五年四月一日
カメイ調剤薬局岩沼店	岩沼市土ヶ崎二丁目三一八	令和五年四月一日
日本調剤くりはら薬局	栗原市築館留場桜町八一	令和五年五月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

人 事 委 員 会

○宮城県人事委員会訓令第二号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年五月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
人事委員会事務局処務規程（昭和五十年宮城県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一副事務局長の項中ヌをルとし、ロからリまでをハからヌまでとし、同項イ中「旅行命令」の下に「旅費の支給を伴わないものを除く。」を加え、同項イを同項ロとし、同項にイとして次のように加える。

イ 事務局長に相当する職にある者（副事務局長の職を兼ねる者に限る。）、副事務局長の職にある者、副事務局長に相当する職にある者（課長の職を兼ねる者を除く。）及び課長に相当する職（局に置かれる職に限る。）にある者（総括課長補佐の職を兼ねる者を除く。）の旅行命令（旅費の支給を伴わないものに限る。）

別表第一課長の項第一号中ノをオとし、ニからキまでをホからノまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 副事務局長に相当する職にある者（課長の職を兼ねる者に限る。）、課長の職にある者及び課長に相当する職（局に置かれる職に限る。）にある者（総括課長補佐の職を兼ねる者に限る。）の旅行命令（旅費の支給を伴わないものに限る。）

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用する。

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	指定辞退年月日
公立刈田総合病院	じん臓	白石市福岡蔵本字下原沖三十六	令和五年三月三十一日
大代ヘルスマート薬局	調剤	多賀城市大代五丁目四一四十八	令和五年二月二十七日
しぶや薬局宮野中央店	調剤	栗原市築館宮野中央三丁目四一五	令和五年一月三十一日